



## 1. アジア情報ダイジェスト（国別トピックス）

### □ 世界

#### ◎ 2020年の世界経済は第二次世界大戦以来最悪の景気後退に

2020年実質 GDP 成長率予測（2020年1月発表、2020年6月発表）

	2020年1月時点 (%)	2020年6月時点 (%)		2020年1月時点 (%)	2020年6月時点 (%)
世界	2.5	-5.2	東アジア（中国除く）全体	4.9	-1.2
日本	0.7	-6.1	タイ	2.7	-5.0
			フィリピン	6.1	-1.9
中国	5.9	1.0	ベトナム	6.5	2.8
			インドネシア	5.1	0.0

資料：世界銀行

世界銀行は6月8日、「世界経済見通し 2020年6月版」を発表し、2020年の世界経済成長率は5.2%減になると予測しました。これは第二次世界大戦以来過去最低です。新型コロナウイルス流行前の2020年1月発表の同見通しでは、世界経済成長率は2.5%増の予測でした。日本の成長率は、感染の予防措置による経済活動の落ち込みにより6.1%減、また東アジア地域は、生産活動の縮小や観光客の減少などにより、1.2%減の成長率となる見通しです。

### □ タイ

#### ◎ 輸入青果物の残留農薬検査を強化

タイ保健省は6月15日、輸入通関時の青果物の残留農薬検査を強化するガイドラインを発表しました。8月1日より開始予定です。ガイドラインによると、青果物は3分類され、それぞれに定められた方法で検査が行われます。「非常に高リスク」と分類されるのは、過去に残留有害物質が検出され保健省リストに掲載されている野菜・果物で、残留農薬検査を通過するまで保管所に留め置かれます。一方、「高リスク」に分類されるイチゴなど10品目と前2分類に該当しない「低リスク」の青果物については、検査のためのサンプリング後、通関手続きが可能です。

なお、指定の134成分に関する残留有害物分析結果証明書(COA)の提示により、上記検査を受けない通関手続きも可能です。証明書の発行機関は農林水産省のHPから確認できます。

### □ ミャンマー

#### ◎ 酒類の輸入規制を緩和

ミャンマー商業省は5月25日、ビールを除く酒類の輸入を許可する通達（通達 38/2020）と、輸入手続きに関する通達（通達 39/2020）を施行し、酒類の輸入規制を大幅に緩和しました。ミャンマーは軍政時代から、免税店と一部高級ホテルを除き酒類の販売を禁止していましたが、今回の規制緩和により、条件を満たすミャンマーの輸入企業は、ビール以外の全ての酒類の輸入が可能となります。2008年に締結された日・ASEAN 包括的経済連携協定により、ミャンマーへ輸出する際の酒類の関税が80%から30%に引き下げられていることも追い風となり、今後、ミャンマー向けの日本産酒類の輸出は増加が見込まれます。

## 2. 特集：インドネシア四輪自動車販売市場の現状について

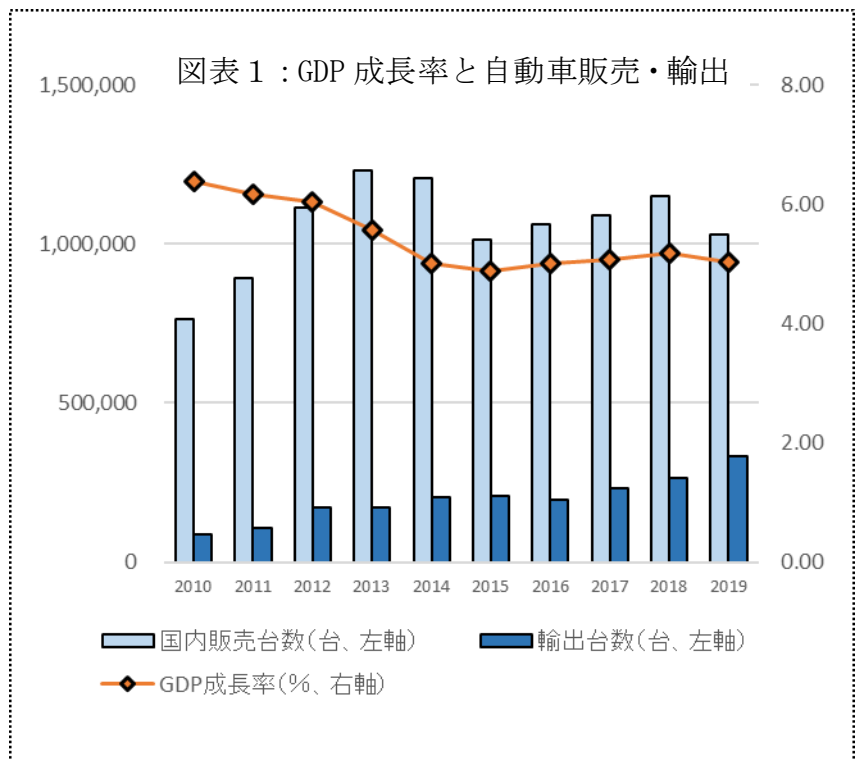
インドネシアは人口約2億6,000万人を有し、名目GDPでASEAN第1位の大国です。しかし、国内の自動車販売台数は、2013年に過去最高となる123万台を記録した後は、6%前後のGDP成長率が5%台に下がるなど、世界的な国際商品市況の下落に伴う国内景気の減速等の影響により、右肩上がりでは伸びていくとみられていた販売台数が想定よりも増加していません。

今回のニュースでは、インドネシアにおける自動車販売等の概観を行い、今後の自動車産業の展開を考察したいと思います。

### 1. インドネシアの自動車販売市場

#### (1) インドネシア国内の自動車販売

インドネシアでは、2010年頃に1人あたりGDPが3,000ドルを超えました。1人あたりGDPが3,000ドルを超えると国内のモータリゼーションが進んでいくと言われています。インドネシアでも同様に自動車販売台数が増加していきました(図表1参照)。GDP成長率が6%を超え好景気であったころ、国内における自動車販売台数はタイを抜きASEAN全体の販売台数の約3分の1を占めるまでに至りました。しかし、徐々にGDP成長率が鈍化し2013年以降6%



を下回っていくのに合わせ、(出所) 統計局、GAIKINDO 自動車販売も2014年から減少し、以降は100万台前後が続いていました。

2020年に入ってから、新型コロナウイルスによる感染症の拡大の影響を受けて、販売ディーラーの閉鎖、個人の消費意欲減退等により大幅に販売台数は減少しています(図表2)。

図表2：ASEAN主要国の2020年1-5月の自動車販売

国	インドネシア		タイ		シンガポール	
	2019	2020(1-5月)	2019	2020(1-5月)	2019	2020(1-5月)
販売台数	422,038	248,310	437,722	270,591	33,710	15,429
前年同期比	-41.2%		-38.2%		-54.2%	

国	マレーシア		フィリピン		ベトナム	
	2019	2020(1-5月)	2019	2020(1-5月)	2019	2020(1-5月)
販売台数	253,808	129,561	142,185	69,463	126,921	83,181
前年同期比	-49.0%		-51.1%		-34.5%	

(出所) 各国自動車協会、自動車会社、統計局

インドネシアでの自動車販売の特徴は、日系メーカーが市場の90%以上を占めることです。国際自動車工業連合会（OICA）の2015年調査によれば、インドネシアの自動車普及率は、1,000人あたりの保有数でマレーシア439台、タイ228台に対し、インドネシアは87台となっており、まだ伸びしろはあるものと思料されています。

これを狙い非日系メーカーの新規進出も増えています。2017年に三菱、東風小康の中国系メーカーが生産販売を開始し、韓国の現代自動車は2021年末の生産開始を目指すとしています。

## **(2) インドネシアにおける自動車生産と販売市場に関する近年の動き**

インドネシアにおける自動車生産は、国内市場向けが中心であったことから、販売の変動にほぼ連動して推移してきました。一方で、インドネシアにおける自動車生産能力は、既存メーカーの生産能力拡大や新規メーカー進出の結果、約220万台に達していると言われていています。

生産能力余剰である点、政府が貿易赤字を避けたいため国内の自動車メーカーに対し輸出を奨励ようになった点から、輸出台数は2019年、33万台にまで増えてきています（図表2）。

現在、ジャカルタ近郊の国際港であるタンジュン・プリオク港は、年間コンテナ取扱量が急増しており、数年のうちに取扱可能量の上限に達すると予想されています。

これを解消するため日本の円借款により、ジャカルタから東へ120kmの距離にあるカラワン県パティンバン港の整備が進んでおり、2021年使用可能の見込みです。首都近郊で利用できる国際港が増えるため、物流の改善につながり、さらなる自動車輸出の増加が予測されます。

## **2. インドネシア自動車販売市場の今後**

### **(1) 環境車の普及**

インドネシア政府は、2030年までに温室効果ガスを29%削減するという目標を掲げています。工業省は、2030年の自動車生産台数の目標を300万台に設定し、うち25%を低炭素排出車（LCEV）、20%を省エネ・低価格車（LCGC）にしたいとしています。

また政府は2019年8月、電気自動車（EV）の促進に関する政令を発表しました。2022年からEVの製造を本格化し、2025年までに生産台数全体の20%にしたい考えです。

### **(2) 信用金庫取引先現地法人の取引機会について**

インドネシアでは今後、上述により将来のEV製造へ向けた動きが進んでいくことが予想されます。したがって、EV関連の部品を供給する日系中堅・中小企業にとっては、新たな投資チャンスとなる可能性があります。EV製造は、政府方針により部品の現地調達率が2020年現在の35%以上から2030年には80%以上となります。企業としては、既存現地法人のEV向け製品供給へ向けた生産工場の活用や日本からの新規進出も検討範囲に入るものと思料されます。

ただ、EVはガソリン車等に比べると部品数が少ないため、このトレンドに乗り遅れる企業は厳しい状況になるとの見方もあります。

## **3. 信金中金によるサポート**

このようなポテンシャルを持つインドネシアの自動車販売市場へアクセスを希望する信用金庫お取引先向けに、信金中金は様々なメニューを用意しております。現地銀行のメイバンクインドネシアに出向者を派遣し、金融商品提供のほか、情報提供、セミナー等を含む信金会を開催しています。新規進出のほか、既存企業の方々に情報収集を行いたい方は是非お取引のある信用金庫を通じ、信金中金海外業務推進部宛にご相談ください。

### 3. 最近寄せられた相談事例

Q

取引先がタイに進出予定だが、新型コロナウイルスの感染拡大によりタイへの渡航ができない状況。現地の状況や日本側で出来る手続きについて教えてほしい。

A

#### 1. 現地の状況

- 国際線旅客機の着陸は6月末まで禁止。日本人のタイ入国は事実上不可能な状況が継続中
- 労働許可証保有者等を対象として、タイ入国に関する方針がタイ外務省から示されたが、入国許可証・宣誓書・健康証明書・10万ドル以上の旅行保険が要件とされているほか、入国後も政府指定ホテルで14日間の隔離が必要であり、受入可能数は1日約30人と少ない。
- 【参考】2020年6月11日発行 「SCB 海外 Special Report 新型コロナウイルス第15報」

#### 2. 日本側で対応可能な事前準備等

- 現地法人の設立等
  - ・ 商号（社名）予約：商号検討、商号のタイ語・英語表記の準備
  - ・ 会社印（カンパニーシール）作成：会社印の意匠検討
  - ・ 基本定款の作成、登記：基本定款、額面価格の検討
  - ・ 設立総会の開催：会社規定の作成、監査人の選任
  - ・ 労働許可証、VISAの取得：就労査証はタイ現地で労働許可を申請・取得する必要がある。事前準備として英文の卒業証明書や就業履歴書等の取得・作成が可能
  - ・ その他、会社登記、VAT（付加価値税）登録、設立・操業等各種ライセンスの取得などの会社設立手続きは、現地コンサルタントに依頼すれば日本にいながら進められる。
- 外資規制への対応

タイの外国人事業法による規制業種に該当する場合、外資規制への対応が必要。出資会社（サイレントパートナー）の活用を検討するのであれば、進出形態やビジネスモデルの検討と併せて、出資機能を有するコンサルティング会社へ相談することもできる。なお、コンサルティング会社は本中金からも紹介が可能
- 銀行口座の開設

法人設立登記後に資本金を送金する際の口座開設が必要。開設手続き等については、本中金バンコック銀行出向者によるサポートが可能
- タイ投資委員会（BOI）への申請

BOIへの申請を予定している場合、法人設立前にBOI申請することができる。認可取得までの期間の目安は、書類作成1か月+審査1.5～2か月程度。なお、BOIの審査にはBOI担当官との面談が必要であるが、オンライン面談の可否については、個別に確認を要する。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ  
中央区八重洲1丁目3番7号  
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>  
Tel : 03(5202)7674  
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。